

定款運用に関する規程

第 1 条（目的）

特定非営利活動法人シニア SOHO 普及サロン・三鷹（シニア SOHO。以下同じ）の運用は法令ならびに定款に定める事項のほか、本規程の定めるところによる。

第 2 条（会員の基本原則）

本規程の運用にあたり、会員は、相互にその人格を尊重し、信義にしたがい誠実に会務を行いシニア SOHO の発展を共通の目的とする。

第 3 条（会員資格と適用の対象）

定款 6 条に定める会員は、シニア SOHO の入会手続きを終了し、かつ第 4 条に定める会費の納入を完了した者をいう。

第 4 条（入会金と会費に関する事項）

定款第 8 条に定めのある会費の額は次の通りとする。

（1）年会費は、普通会员 5,000 円、賛助会員一口 3,000 円とする。ただし、普通会员の内 1 都 6 県以外の遠隔地にその住民票がある会員は、メールのみでの参加を可能とし、その年会費を 2,500 円とする。この会員の呼称を「メール会員」と称する。

全ての会員は、年会費を毎年度期初 4 月に一括納入するものとする。

（2）納入期限経過後の未納入会員に対しては、直ちに事務局が納入催告を行う。

（3）普通会员に限り入会初年度の会費は入会時期により以下の通りとし入会時に一括納入するものとする。

上半期（4 月～9 月） 入会：5,000 円

下半期（10 月～3 月） 入会：2,500 円

ただし、メール会員は入会時期に関わらず 2,500 円を入会時に一括納入するものとする。

（4）納入された会費は返還しないものとする。

第 5 条（資格の喪失）

定款第 9 条に定める資格の喪失に関する運用は次による

（1）退会は、氏名、会員番号、退会理由、退会日時を代表理事に提出して完了する。

（2）会費未納付による退会は、前条第 2 項の規定による催告を受けても未納付の状態が継続し、当該事業年度末日までに納入されなかった場合は、会員としての継続意思がないものと認定し退会処理とし、事務局は本人にその旨を遅滞なく通知する。

第 6 条（総会に関する事項）

定款第 4 章第 20 条から第 28 条の総会に関する運用は次による。

（1）定款第 20 条総会の構成、第 25 条の定足数および定款第 27 条の議決権を有し議決権を行使できる会員は、総会招集通知の発せられた日までにその年度の会費を納入している会員とする。

(2) 定款第 23 条第 3 項に定める電磁的方法とは、シニア SOHO のホームページに掲載、および会員専用サイトにおける会員への配信とする。

定款の以下の条項においても同じ。

なお、電磁的方法による通知が不可能な会員には書面で通知する。

(3) 定款第 27 条第 2 項に定める総会における書面表決等は次による。

1. 会員が総会に出席できない場合は、書面または電磁的方法あるいは他の会員を代理人として議決権を行使することができ、その方法は会員が選択できるものとする。

2. 会員が前項による議決権を行使し表決する場合は、その内容を明記して総会開催日の 4 日前までに、会員番号、氏名を記載して通知するものとする。

第 7 条（総会の議事録）

定款 28 条の議事録は、次の事項を記載し作成の上会員に告知し保管する。

(1) 日時および場所。

(2) 正会員総数および出席者数。（書面による議決権の行使または委任状による議決権の行使を行う者の数を付記する）

(3) 審議ならびに報告事項。

(4) 議事の経過の概要および議決の結果。

(5) 議事録署名人の選任に関する事項。

第 8 条（理事会に関する事項）

(1) 理事会の審議事項は、定款第 32 条第 3 項の規定に加え、理事会当日までに、または議場において提起できるものとする。

定款第 34 条第 1 項の議決事項についても同様とする。

審議事項は以下とする。

1. 議決事項：賛否の表決をする重要事項。

2. 討議事項：状況の進捗状況の報告および以後の方針の討議

3. 報告事項：理事に周知すべき事項の報告。

(2) 定款第 33 条の規定に拘わらず、前項の討議事項、報告事項に関する審議の議長は代表理事の指名する者が議長を務めることができるものとする。

(3) 議事録は定款第 36 条の規定に従い作成の上会員に告知し保管する

付則 1 この規程は平成 16 年 6 月 1 日に公布し同日施行する。

2 改定は、必要に応じて理事会の審議を経てこれを行う。

以 上

改定：平成 21 年 4 月 1 日

改定：平成 31 年 2 月 1 日

改定：令和 4 年 4 月 1 日